

第65回滋賀県景観審議会 議事概要

●日時：平成28年3月25日（金）14時～16時

●場所：滋賀県庁北新館5階5B会議室

●内容：〔議事〕

・琵琶湖を中心とした広域的で一体的な県土の景観形成のあり方について

②歴史的な街道の景観形成の方策のあり方について

〔報告〕

（1）滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正規則の施行について

（2）滋賀県の景観・屋外広告物の現状等について

●出席委員：青山香菜委員、川崎雅史委員（会長）、神吉紀世子委員、小西佐枝委員、佐伯祐二委員、鈴木あつ子委員、外園光江委員、高井節子委員、瀧岡英典委員、轟慎一委員（会長代理）、西岡功一委員、平井利佐委員、福島正春委員、福谷晃委員（13名中13名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局説明要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の説明は◆

○ 異動により福島委員に代わり瀧岡委員が委員となった。広告部会に参加するものとする。

【質疑応答】

〔議事〕・琵琶湖を中心とした広域的で一体的な県土の景観形成のあり方について

② 歴史的な街道の景観形成の方策のあり方について

- 少子高齢化に向けた県の方針の中での今回の方針の位置づけの図示が分かりにくい。
- 13街道49宿・拠点については草津市で作成された近世の宿駅地図に基づいて作成し、一部市へのヒアリングを踏まえて追加したのもあるとのことであるが、13街道と49宿・拠点の定義を明確にしておくべき。また、検討エリアの選定基準も示しておくとう分かりやすい。
- 街道の時代による変遷を示した図に不明確な点が見られる。古代の東海道のコース変遷や、近代以後の鉄道や車両通行道路、その後のバイパスの開通など、めまぐるしい交通網の変化が景観に影響しているはず。たとえば近代の地図といっても、明治何年ごろのものかによって異なるはず。明治以後のどの時期にどの交通網が発達したから景観が変わった、ということを分かりやすく示せるとよい。
- 「景観的に重要もしくは歴史的風致の形成に寄与する建築物の状況」という文言や、「街道の景観」として紹介している東草野の写真、大津市の事例として紹介されて

いる近江八幡の写真など、不明瞭な表現や不適切な写真がある。

- ◆ 指摘のあったものを適切な表現・資料に変更し、よりの確な表現になるよう検討する。
- 滋賀県の歴史的街道の景観を考える上で、近代に入って近世の道に自動車を通るようになり、その後脇に国道バイパスが通り落ち着いたまちに変化した、という大枠の変遷を考慮する必要があると事務局から説明があった。各地の景観特性をそれだけの関係性で理解するのは難しく、実際にはより個別で複雑な経緯がある。明治や昭和の道も人々の生活に深く関わってまちの形成に影響を及ぼし、特徴ある景観を生み出すことに寄与したはず。特定の地域でのケースワークとして、主要街道以外にそうした古今の道をトレースする試みができるよいのではないか。また、彦根のキャッスルロード等、現代の工夫により創出された景観についても、その意義をそれ以前の景観と区別して明記しておくべき。
- ◆ 時代の折り重なりが景観に影響したことについて、より明確に区別して表記する。近代以降の道の変遷に関するケースワークについては、今後検討したい。
- 現状の景観資源、歴史資源が多い少ないということよりも、市街化調整区域、都市計画区域外など、これまでの政策の位置づけと景観ポテンシャルの相関を見せることがポイントだと思う。たとえばこの方針を活用する一つの想定に、これまであまり施策ツールがなかった農村地域が景観施策に取り組む際の根拠に使うことを考えているということを言外に示せるといいのではないか。
- 答申において、積極的に評価すべき宿・拠点の景観形成方策の一つに「(1) 建築物や町なみを修景すること」が挙げられているが、文化財のことも想定しているので、「修景」を「保存・修景・活用」とした方がよい。
- 滋賀県が歴史的街道の景観形成において県内の連携を進めることは大変重要。滋賀らしい風景づくりの趣旨を具体化した方針になっていると見ており、おおむねの方向性について県に答申することで、県の施策を後押ししたい。諮問に対し、事務局提案の一部答申案のうち、建築物に関する表記を「保存・修景・活用」に修正したもので、一同異議なく答申することとする。
- 方針本文については、今日の意見を踏まえた修正を要する。修正版の確認については会長に一任し、追って事務局から報告を受けることとする。

〔報告〕（１）滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正規則の施行について

※事務局より資料に沿って説明

〔報告〕（２）滋賀県の景観・屋外広告物の現状等について

※事務局より資料に沿って説明